

支給限度基準額について

住宅改修の支給限度基準額は、原則被保険者ひとりにつき同一の住宅で20万円となっています。改修費の20万円までについての住宅改修費の支給申請をすることができ、保険で支給されます。20万円を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。なお、上限金額の20万円を一度で使いきらずに、状態の変化に合わせて数回に分けて使うこともできます。

ただし、次のような場合は、支給上限額20万円が再度支給可能となります。

◆転居した場合（転居リセットの例外）

転居した場合には、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。転居前の住宅で支給限度基準額の残高があっても、転居後の住宅には持ち越されませんのでご注意ください。

◆要介護度状態区分が3段階以上上がった場合（3段階リセットの例外）

初めて住宅改修に着工した要介護度状態区分を基準にして、それが3段階以上^{●●●●}上がった場合は、再度20万円まで支給可能となります。

3段階リセットの例外は、ひとりの被保険者について一度限りとなります。

段階	要介護度状態区分
第1段階	要支援1
第2段階	要支援2
	または 要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

注) 要支援1から要介護2となった場合、要介護状態区分は3段階あがりますが、表左側部分における段階は2段階しかあがっていないため、3段階リセットの例外は適用されません。